

平成 22 年度事業計画書

自：平成 22 年（2010）年 4 月 1 日

至：平成 23 年（2011）年 3 月 31 日

1 演奏家の技能向上のための研修と成果の発表

(1) 「日演連推薦／新人演奏会」の開催（年間 6 回）

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

「新人演奏会」は、地域の音楽振興と新人演奏家の発掘・紹介を目的として昭和 43 年（1968）から実施、すでに 155 回を数える歴史ある事業として、我が国の音楽界の第一線で活躍する多くの逸材を輩出してきた。新人演奏家にとって、プロのオーケストラと共演する機会は限られており、当企画の重要性はますます高まっている。

出演者の選考は、協奏曲の全てのジャンルを対象として出演者を公募し、厳正な審査を経て決定する。

- ・開催地区（6 地区） 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10 月中旬～11 月下旬・予定
- ・演奏会の開催時期 2 月上旬～3 月中旬・予定
- ・共催するオーケストラ 札幌交響楽団
仙台フィルハーモニー管弦楽団
名古屋フィルハーモニー交響楽団
大阪センチュリー交響楽団
広島交響楽団
九州交響楽団

(2) 「演連コンサート」の開催（年間・札幌 2 回、東京 10 回、名古屋 2 回、大阪 4 回、福岡 1 回）

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

「演連コンサート」は、オーディションで選抜した優秀な新人演奏家を広く世に紹介することを目的としており、新人演奏家の研究成果の発表の場として、リサイタル形式による演奏会を開催するものである。

新人演奏家にとって、自主リサイタルの実施は経済的、事務的に負担が大きく、実現することは容易ではない。その負担をできるだけ軽減するために、当連盟が公演に係る費用等を負担するとともに、広報宣伝活動など、リサイタル開催に要するすべての業務を行なう。

東京公演は昭和 62 年（1987）秋から実施し、218 回を超えている。また大阪公演は平成 7 年（1995）開始以来 56 回を超えている。さらに平成 17 年度から地域を拡大し、札幌 2 回、名古屋 2 回、福岡 1 回の公演を実施し、各地域において多くの聴衆を集め、大きな成果をあげている。平成 22 年度においても同様の回数を実施する。

- ・札幌での開催
「演連コンサート SAPPORO」(年 2 回) 札幌コンサートホール Kitara 小ホール
1 月、3 月にそれぞれ 1 回開催
- ・東京での開催
「演連コンサート」(年 10 回) 東京文化会館小ホール
4、5、6、7、9、10、11、12、1、2 月の各月 1 回開催
- ・名古屋での開催
「演連コンサート NAGOYA」(年 2 回) ザ・コンサートホール／電気文化会館
1 月、2 月にそれぞれ 1 回開催
- ・大阪での開催
「演連コンサート OSAKA」(年 4 回) いずみホール
5、6、10、11 月の各月 1 回開催
- ・福岡での開催
「演連コンサート FUKUOKA」(年 1 回) あいれふホール
3 月に 1 回開催

(3) 「山田康子奨励・助成コンサート」(年間 6 回)

故山田康子さん(ピアニスト)から資金の提供を受けて、昭和 63 年度(1988)から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行なう。これまでに 127 公演を奨励、助成している。

本年度は 6 名(6 公演)を助成対象とする。

(4) 「増山美知子助成コンサート」(仮称)

声楽家の増山美知子さんから資金の提供を受けて、今年度から新たに実施する助成制度。優秀な若手演奏家を対象に、その公演に対して経済的援助を行う。

(5) 「日本演奏連盟後援」名義の使用承認

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

(6) 「コンサート・アシスト」事業

過去に演連コンサート等に出演した演奏家が、研鑽の場を求めて、自主的にリサイタルを開催する場合の支援体制を確立する。若い演奏家にとって、自主コンサートを開催することは、事務的に負担が大きい。当連盟では、演連コンサートなどにより蓄積したコンサート開催のノウハウをいかし、特に新進演奏家のリサイタル開催をサポートする事業を実施する。有料

2 音楽に関する指導及び啓蒙

「日本演奏連盟 ヴァイオリンとチェロのための公開マスタークラス」

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

当連盟では、平成 16 年度から世界的な演奏家を招聘し、我が国の芸術分野の担い手に直接、指導・助言を与えてもらうために、公開マスタークラスを全国規模で実施した。また

昨年度は、我が国音楽界の第一人者であるバリトン歌手で東京芸術大学名誉教授の畑中良輔氏を講師に、各地で日本歌曲の公開マスタークラスを実施し、大きな成果をあげた。

22年度は、我が国屈指の演奏家として、国内外で目覚ましい演奏活動を行ってきたヴァイオリニストの海野義雄氏とチェリストの堤剛氏を講師に、ヴァイオリンとチェロの公開マスタークラスをそれぞれ実施する。

- ・対象楽器 ヴァイオリン及びチェロ
- ・期 間 ヴァイオリン：平成22年11月6日、24日～30日
チェロ：平成22年11月2日、4日
- ・地 域 ヴァイオリン：東京、札幌、京都、岡山、名古屋
チェロ：東京、京都

3 音楽普及のための活動

(1) 「2011 都民芸術フェスティバル」の主催公演

＝助成：東京都＝

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で、40有余年の歴史をもつ。毎年1月から3月までの期間、芸術各ジャンル11部門、約60公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の18公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ (3団体、3演目、9公演)

出演団体：東京二期会、藤原歌劇団、東京室内歌劇場

公演会場：東京文化会館大ホール、新国立劇場中劇場

- ・オーケストラ・シリーズ (8団体、8公演)

出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

公演会場：東京芸術劇場大ホール

- ・室内楽・シリーズ (2組、2公演)

出演団体：小アンサンブル 2組

公演会場：東京文化会館小ホール

(2) 「日本演奏連盟第22回クラシックフェスティバル」の開催

＝助成：芸術文化振興基金

＝助成：公益財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団＝

＝助成：財団法人ロームミュージックファンデーション＝

＝助成：実演家著作隣接権センター (C P R A)

当連盟会員の協力を得て主催する恒例の演奏会。ショパン生誕200年記念として、ショパンが生前パリで自主開催した最後のリサイタル・プログラムの復元を目指すとともに、

さらにショパンの傑作を集めた演奏会を企画する。

- ・『ショパン生誕 200 年記念〜パリ最後のリサイタル 1848. 2. 16&もつとショパン』

平成 22 年 4 月 29 日（木・祝）4 時開演 東京文化会館大ホール

出演：指揮／小林 仁

ピアノ／野平一郎、宮谷理香、高橋多佳子、清水和音、迫 昭嘉、神谷郁代、
河原忠之

ヴァイオリン／岡山 潔 チェロ／堤 剛・木越 洋

ソプラノ／高橋薫子 テノール／中鉢 聡

フェスティバル室内オーケストラ

4 国際交流に係わる芸術活動の提携

(1) 文化庁新進芸術家海外研修員の推薦（平成 23 年度対象）

文化庁では、昭和 42 年（1967）から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまで多くの芸術家が成果をあげてきた。当連盟は文化庁への推薦団体として、近年では約 50 名の演奏家の推薦を行っているが、引き続き今年度も、同制度の広報及び受付業務に広く協力する。

- ・対 象 15 歳以上 18 歳未満と 18 歳以上の 2 部門
- ・派遣内容 1 年派遣、2 年派遣、3 年派遣、特別派遣（80 日間）
（18 歳未満は 1 年派遣）
- ・推薦時期 文化庁へ推薦書類提出 9 月初旬
- ・文化庁選考 書類・電子媒体選考及び面接選考 11 月中旬～1 月上旬
- ・正式決定 内定（翌年 2 月中旬）を経て、翌年 5 月中旬決定
- ・研修派遣 翌年 9 月以降

5 演奏家の利益擁護及び福祉厚生

(1) 文化予算拡大、芸術文化の環境整備のための活動

国及び地方自治体に対し、文化予算の一層の拡大、文化芸術振興基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力し活動を行なう。

協力する関係団体：芸術家会議（51 の芸術創造団体で構成）、（社）日本芸能実演家団体協議会（72 の芸能実演家の団体等が集い、交流、研修、著作隣接権の権利擁護、地位の向上等を目的に活動）、東京都芸術文化団体協議会（東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係）

(2) 著作隣接権の権利擁護のための活動

芸団協・実演家著作隣接権センター（C P R A）及び演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest（MPN）を通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛の分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN 内に設けた MPN クラシック委員会（日本オペラ連盟、日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟）に参加し、著作隣接権クラシック部門の報酬分配の作業に協力する。

(3) 福祉厚生に関する互助業務

互助制度は、平成 15 年に規程を改定し、現在その制度に則って存続させているが、平成 20 年 12 月 1 日から始まり、平成 25 年 11 月 30 日までに移行申請手続きを行わなければならない公益法人制度改革の元で、互助制度の在り方について、抜本的な対策をたてることが焦眉の課題となっている。

(4) 芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が管理する芸能人国民健康保険への加入取り扱いを行なう。
また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続きを引き続き行なう。

(5) 会員のための税務相談

確定申告時期に、顧問税理士による税務相談を行い税務申告の手助けを行なう。

(6) 会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。

6 出版事業と情報の収集・発信

(1) 機関紙・月刊「えんれん」の発行と情報誌「ぶらあぼ」の配布

B 5 判 8 頁建 4,000 部 会員及び関係団体等に配布する。

(2) 「演奏年鑑 2011 音楽資料（通巻第 37 号）」の刊行

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

B 5 判 約 580 頁 1,500 部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

全国のホールで開催された演奏会記録を中心に据え、このデータをもとにした都道府県別活動状況の統計や、演奏活動に係わる種々の情報を収載した演奏年鑑を刊行する。

(3) 「日本演奏連盟会員名簿」（年 1 回）の発行

B 5 判 約 135 頁 4,000 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

(4) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(5) ホームページによる情報発信

ホームページを有効に活用し、事業・催事案内、入会案内はもとより、会員との情報交換の場を積極的に設ける。

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

7 その他、連盟の目的を達成するために必要な事業